平成２３年（フ）第３１３号
神戸市灘区岩屋北町４丁目３番24―703号、従前の住所神戸市兵庫区上沢通３丁目３番15号
債務者　福島　理恵
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６１号
神戸市東灘区魚崎北町１丁目11番16号　302号
債務者　藤城塗装工業こと　藤田　　昭
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６２号
神戸市東灘区魚崎北町１丁目11番16号　302号
債務者　藤田巳知代
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６３号
神戸市中央区筒井町３丁目10番５号　オーシャンビル403号、従前の住所神戸市中央区筒井町３丁目８番７―604号
債務者　幸村　理恵（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７２号
兵庫県芦屋市松ノ内町３番４―401号
債務者　中川　龍紀
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９２号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目37番５―403号
債務者　半田　和也
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８０号
兵庫県西宮市今津水波町10番10号
債務者　田中　洋一
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８２号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目７番４号ＤＳｃｏｕｒｔ南新町506
債務者　足立　優子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８３号
兵庫県尼崎市武庫川町２丁目67番地の１　武庫川巴第２マンション402号
債務者　佐々木　修
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９４号
兵庫県西宮市里中町１丁目２番８―410号
債務者　渡辺　健藏
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０８号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目１番１―405号
債務者　苅田由美子（旧姓名雪）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２号
鳥取県倉吉市新町２丁目2390番地
債務者　齋尾　智宏
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第２３号
鳥取県倉吉市新町２丁目2390番地
債務者　齋尾　智子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第２７号
鳥取県倉吉市関金町関金宿1503番地３
債務者　草野　孝之
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第２８号
鳥取県倉吉市関金町関金宿1503番地３
債務者　草野　咲子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第３１８号
広島市中区江波東１丁目12番44号
債務者　中村　　健
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４３号
広島市佐伯区五日市中央６丁目10番20号　A202
債務者　沖　　久之
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　広島地方裁判所民事第４部